

市選挙管理委員会等への委任

川口市告示第 475 号

地方自治法第180条の2の規定により、川口市市民投票条例及び川口市市民投票条例施行規則に規定する市長の権限に属する事務を市選挙管理委員会及び市選挙管理委員会の委員長に委任する。

平成25年5月31日

川口市長 岡村 幸四郎

1 市選挙管理委員会への委任事項

(1) 署名関係

ア 規則第2条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数の告示に関する事。

イ 規則第8条第1項に規定する署名簿の受理及び同条第2項に規定する署名簿の受理の却下に関する事。

(2) 署名等の審査関係

ア 規則第9条に規定する署名の審査、効力の決定及び証明に関する事。

イ 規則第10条に規定する署名の効力の決定に関する事。

ウ 規則第11条に規定する署名審査録の作製及び保存に関する事。

エ 規則第12条第1項に規定する署名数及び有効署名数の告示に関する事。

オ 規則第12条第1項及び第2項に規定する署名簿の縦覧に関する事。

カ 規則第12条第3項から第5項までに規定する署名簿への異議の申出の受理及びその決定に関する事。

キ 規則第13条に規定する有効署名総数の告示及び署名簿の返付に関する事。

(3) 投票資格者名簿関係

条例第6条及び規則第17条に規定する投票資格者名簿の調製に関する事。

(4) 投票期日関係

ア 条例第7条第1項から第3項までに規定する市民投票の期日の決定及び変更並びにそれらの公表に関すること。

イ 条例第7条第4項に規定する告示に関すること。

(5) 投票関係

ア 条例第8条及び規則第20条に規定する投票所及び期日前投票所の場所の指定及び告示に関すること。

イ 規則第21条第2項に規定する期日前投票所の開閉時間の指定に関すること。

ウ 規則第22条第2項に規定する投票管理者の選任に関すること。

エ 規則第23条第1項に規定する投票管理者の職務を代理すべき者の選任に関すること。

オ 規則第24条に規定する投票管理者又はその職務を代理すべき者の住所及び氏名の告示に関すること。

カ 規則第25条第1項から第4項までに規定する投票立会人の選任並びに本人及び投票管理者への通知に関すること。

キ 規則第32条第2項に規定する期日前投票所の投票管理者からの投票箱等の受領に関すること。

(6) 情報提供関係

条例第14条第1項に規定する市民投票の実施に関し必要な情報の提供に関すること。

(7) 開票関係

ア 条例第16条に規定する開票所の指定及び告示に関すること。

イ 条例第17条第2項に規定する市民投票の成立又は不成立が確定した場合の告示及び通知に関すること。

ウ 規則第34条に規定する開票所の場所の指定に関すること。

エ 規則第35条第2項に規定する開票管理者の選任に関すること。

オ 規則第36条第1項に規定する開票管理者の職務を代理すべき者の選任に関すること。

カ 規則第37条に規定する開票管理者又はその職務を代理すべき者の住所及

び氏名の告示に関すること。

キ 規則第38条第1項から第4項までに規定する開票立会人の選任並びに本人及び開票管理者への通知に関すること。

ク 規則第39条第1項に規定する期日前投票所投票録その他必要な書類等の開票管理者への送致に関すること。

ケ 規則第39条第2項に規定する開票管理者からの投票資格者の数及び投票した者の数の報告を受けること。

コ 規則第40条第1項に規定する市民投票の成立又は不成立の決定及び同条第2項に規定する開票管理者への通知に関すること。

サ 規則第41条第2項に規定する開票管理者から送付される書類等又は同条第4項に規定する開票管理者から送付される投票箱及び書類等を受領すること。

シ 規則第43条に規定する開票の確定に関すること。

(8) 文書保存の関係

規則第45条に規定する文書の保管に関すること。

(9) 選挙等の例による事項関係

ア 規則第46条に規定されている市民投票の請求及び発議に関し必要な事項で、市町村における直接請求の例により、選挙管理委員会が行うこととされている業務に関すること。

イ 規則第47条に規定する市民投票の投票及び開票に関し必要な事項で、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例により、選挙管理委員会が行うこととされている業務に関すること。

2 選挙管理委員会委員長への委任事項

(1) 規則第23条第2項に規定する投票管理者の職務を管掌すべき者を臨時に選任すること。

(2) 規則第30条第2項に規定する不在者投票の投票用紙の受領に関すること。

(3) 規則第36条第2項に規定する臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任すること。

- (4) 規則第46条に規定されている市民投票の請求及び発議に関し必要な事項で、市町村における直接請求の例により、選挙管理委員会委員長が行うこととされている業務に関する事。
- (5) 規則第47条に規定する市民投票の投票及び開票に関し必要な事項で、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例により、選挙管理委員会委員長が行うこととされている業務に関する事。